

## 釧路市中心市街地活性化協議会 第2回運営委員会議事録

日 時：平成22年2月25日（木）13：30 3階 会議室

出席者：運営委員8人、事務局12人、オブザーバー3人、タウンマネージャー1人

### 1 開会

事務局が開会を宣した。

また、釧路青年会議所理事長が1月より本間理事長から後藤理事長に代わったことによる委員の変更が報告された。

### 2 挨拶

運営委員長

中心市街地活性化協議会として、タウンマネージャーを中心として色々な行事に係ってきましたが、この中で予定していた物や検討中のもの等いろいろな事業があります。その中でも、私ども中心市街地活性化協議会では、特に北大通の中心市街地の再開発を是非とも図って参りたいという思いがあります。当初の計画では、今年度中に地権者の同意を得ながら次のステップに進みたいと考えていましたが、若干の遅れがあるようではございますが、よりよい計画を進めるためには必要な期間ではないかと思っております。特に釧路市のほうでも、まちづくりの中での中心市街地に対しては街の顔を無くしてはいけないという意を強くしているということを再度伺っております。こういった意を持って私共は、これからも取り組んで参りたいと思っております。

本日は、中心市街地活性化事業の進捗状況及び、再開発事業の取り組みについての報告をさせて頂きたいと思っております。今後の再開発事業の対応、協議会の開催、並びに提案事項について協議頂ければと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

事務局より、運営委員会規約第4条2項により、会議の議長はとなり議案の進行に入ることを報告。

### 3 議事

(1) 中心市街地活性化事業について

議長

大滝タウンマネージャーへ説明を依頼した。

タウンマネージャー

ハード、ソフト事業の実施に向けた動きを、資料に添って説明した。

議長

只今、タウンマネージャーより、中心市街地活性化事業についての活動報告がありました。この件について何かご意見や、ご質問がありましたら、伺いたいと思います。

特になし

(2) 再開発計画の対応について

議長

タウンマネージャーへ説明を依頼した。

タウンマネージャー

資料に添って進めたい意向を説明された。

議長

今、大瀧タウンマネージャーより説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問があれば、伺いたいと思います。

質問 委員（都市機能増進）

タイムリミットというのは想定されているのでしょうか。

応答 タウンマネージャー

今年4月から組織作りをし、なおかつ認定事業ということですから、あと2年半程しかないと思います。その中で、これを立ち上げられるかという目途をつけなければならぬと捉えており、協議会設立から5年以内を目途としております。現時点で、2年半近く時間が経っておりますので、残り2年半位で立ち上げなければ、国に対して厳しい内容であると捉えられてしまうと考えます。

質問 委員（都市機能増進）

この5年間のタイムスパン等に関して法律が、政権が変わったから短くなるとか、無くなるとか、そのような事はないのでしょうか。

応答 議長

それは、都市開発法の中や市街整備事業の制度の中などで進められていますから、根本の法律や基準が変わる等がなければ、このままだと考えます。ただ、委員が心配されました、いつの時点まで地権者の組織になるのか、また、別の組織になるのか、その組織を立ち上げなければいけないというのが、タウンマネージャーの言っていた期間という事です。これが2年半以内に建物まで建てるなど物理的にも無理ですから、この2年半の間に準備組合なりを立ち上げな

ければならないという意味です。

応答 タウンマネージャー

中心市街地活性化事業については、概ね5年以内ということですが、市街地再開発事業というのは、その中に一応組み込んで予定を立てていくということに最初の段階でなっていました。再開発法からいけば、どの地域も長いスパンがかかっておりますので、必ずしもとは言えませんが、中心市街地活性化を捉えた上での再開発という捉え方の中での概ね5年ということですが、

質問 委員（都市機能増進）

これは、市に提出して、市が国に上げるということですよね。それとも、我々が計画し、我々が国に上げるものですか。

応答 タウンマネージャー

再開発事業の流れに関しては、非常に深く市が係っていますが、この再開発事業の事業主体者が整合性を整えて国の方へ提出していくという流れになっています。

応答 市役所 中心市街地活性化主幹

先ほど、タウンマネージャーが言っていた平成23年度ですが、平成18年に中活法の法改正がありました。そのときに初めて認定制度が出来まして、その一号が青森や富山であり、そちらが概ね5年後、全国の中活の状況を見ながら法の改正を視野に入れますというのが国の考え方です。平成18年から5年後ですから、平成23年ごろに何らかの認定制度の見直しをするということを見視野に入れながら進めていかなければならないというのがタイムリミットの理由です。

基本計画の策定は市が作成し、協議会の中でその計画に対し協議をして頂くことですから、計画を出すのはあくまで市が致します。

応答 議長

中心市街地活性化法でいくと5年以内で済むと、自然に有利に事業に組入れてもらえる。しかし、それが過ぎると普通でやっている再開発事業や、そういう手法でやりなさいというようになり、当然、優位性は少なくなり順番待ちになるということが出てくるかもしれません。

質問 委員（都市機能増進）

昨年、事業仕分けというものをやりましたが、今後もそういったものが考えられるようであれば、中心市街地活性化って一体何なんだという話が上がって

既存の物に対してクールな評価がされた場合、今やっているペースでは難しいのではないか。

応答 市役所中心市街地活性化主幹

実際に事業仕分けの中で、既に認定を取り事業が決定している中で、来年度にという箇所はありますが、実際には半分の予算しか予定されていないという対応もあります。ですから、果たして当初の計画通りに国が出せるかどうかという面もあります。

質問 議長

関係権利者の反応はいかがなものでしたか。

応答 タウンマネージャー

関係権利者にお会いして感じたことは、現在、わずかですが、営業をされているお店の方々は非常に期待しているという印象を受けました。他の部分に於いてははっきりとした表明は無いので恐らくですが、そこを売って自分は移りたい、あるいは他の場所で営業をしているのでお金の処理さえつければ良いといった見方が大半ではないかという感じがしております。ですから、そのあたりの熟度がどうなのか、と不安な要素が大きいのではないかと強く受け取れます。

(3) 釧路市中心市街地活性化協議会開催について

議長

中心市街地活性化事業並びに再開発計画への対応についての報告並びに、今年度事業報告・決算見込み、次年度事業計画(案)、事業予算(案)について協議会への提案事項について事務局に説明を依頼した。

事務局

資料に添って今年度事業報告・決算見込み、次年度事業計画、事業予算について別紙資料にそって説明された。

議長

今、事務局より中心市街地活性化事業並びに再開発計画への対応についての報告並びに、今年度事業報告・決算見込み、次年度事業計画(案)、事業予算(案)について協議会への提案事項について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問があれば、伺いたいと思います。

質問 委員(都市機能増進)

商人塾の費用はどちらから出たものなのですか。

応答 事務局

市の方からです。商店街のほうから要望があり、前年度から計画に入れていました。

応答 市役所 都市計画活性化主幹

まだ議会が終わっていないので予算が確立したわけではありませんが、課の提案として、商人塾のような事を、商店街の枠にとらわれず各個店が集って研修事業を行いたいということであれば、中心市街地の中で補助金の対応を若干ですが考えたいと思っています。

質問 委員（市民団体・まちづくり）

事業計画の中の「にぎわいづくり」にリバーサイドフェスタに消費者協会も参加させて頂き、ずいぶん他の団体や市民の方と交流できました。この事業は、来年はどうなるのでしょうか。

応答 市役所 都市計画活性化主幹

当初、城山商店街での単独企画によるものでしたが、久寿里橋の袂で夕日を見ながらライブコンサートをやるという事だったのですが、一商店街だけでなく、せっかくだから色々な団体と一緒にやりましょうということで実行委員会を立ち上げて開催しました。

今年も引続き開催するという話をしていましたので、開催されると思います。ただ、若干ですが市民への周知が足りず市民の集まりが悪かったので、今年は市としても広報活動など、お手伝いをしたいなと考えております。

議長

次回、協議会開催日程については、来月3月29日（月）午後1時半を予定しておりますので、是非ご出席して頂きたいと思います。

（４）その他

議長

中心市街地活性化に対するご意見、ご質問等はありませんか。ないようですので、これで全ての案件は終了しましたので、議事を終了致します。ご協力ありがとうございました。

3 閉会

事務局

第2回運営委員会の閉会を宣した。